

堅ろうな広告物管理者の設置・変更届について

大きな広告物は、風雨や地震などの影響や被害を受けやすく、日ごろから広告物の変形・落下・倒壊などの安全面や、退色・腐食などの美観にも配慮した専門的な知識による管理が必要です。

そこで、屋外広告物条例では次のルールが定められています。

(管理者の設置義務)

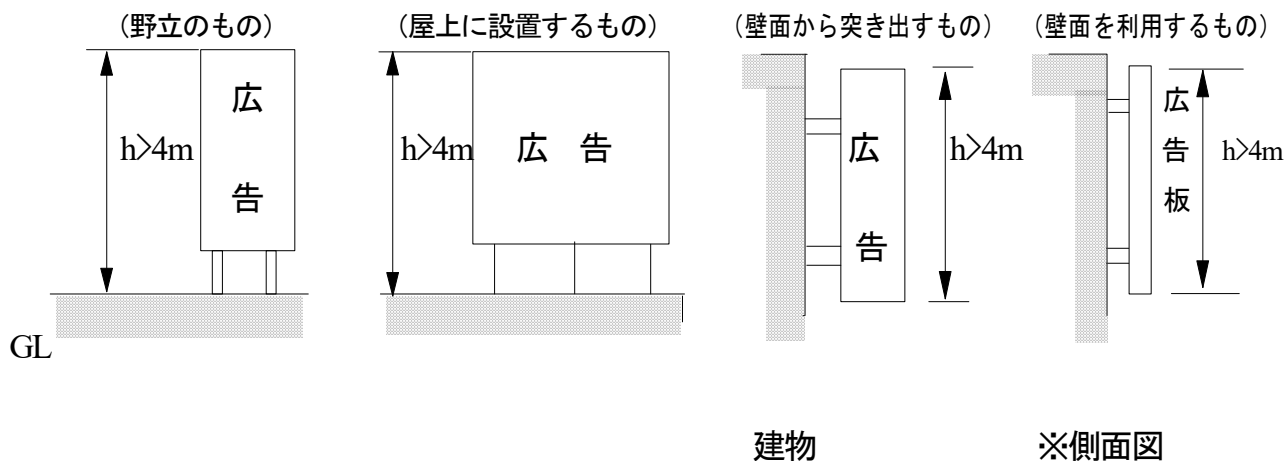
①堅ろうな広告物の設置者は、管理者を届け出ること。

(管理者の要件)

②管理者は、屋外広告物業を営む者又は、屋外広告物講習会修了者等であること。

【堅ろうな広告物とは】

高さが4mを超える鉄骨造りや石造り等の耐久性のある広告塔・広告板・突き出し
広告塔



問い合わせ先 袋井市役所 都市建設部 都市計画課 計画推進係

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL: 0538-44-3122 FAX: 0538-44-3145